

# 肢体不自由特別支援学校における重度・重複障害児の 「学校での社会参加」に関する調査研究

○寺本 淳志  
(宮城教育大学)

KEY WORDS: 重度・重複障害 社会参加 肢体不自由特別支援学校

## I. 問題と目的

日常的な外出さえ制限されやすい重度・重複障害児にとって、学校で経験する社会と接する機会を持つ重要性は大きい。寺本・川間(2010)の調査からも、多くの保護者が社会参加(学校以外の場面への外出や家庭等での家族以外の他者との係わり)の現状を不十分と感じており、学校に対しては卒業後のために本人のできることを増やす指導から、実際の社会参加の経験としての様々な体験の提供、家庭での社会参加への後押し等様々な役割が求められていることが示されている。

しかしながら、特に医療的ケアを要する児童生徒など、重度・重複障害児の校外学習等の諸活動への参加は制限が大きいことが想定される。近年医療的ケアを必要とする児童生徒数は増加傾向にあり、彼らの学校での社会参加の充実に向け今後更なる知見の蓄積が必要であると考えられる。

そこで本研究では、肢体不自由特別支援学校の重複障害学級に在籍する児童生徒の「学校での社会参加」の実態と課題について整理し、今後の教育的支援の在り方について検討する際の基礎的知見を得ることを目的とする。なお、「学校での社会参加」とは「学校での活動(授業や行事)を通じて行う、学校以外の場所への外出、及び学校内で校外の人と接する機会」のこととする。

## II. 方法

1. 対象：肢体不自由特別支援学校 2. 手続き：全国の対象校に質問紙についての説明および依頼書と共に質問紙を送付し、96校から回答を得られた。調査期間は2012年1月~3月である。
3. 調査項目：①学校全体としての児童生徒の「社会参加」に関する独自のプランや方針の策定の有無、②児童生徒の個人的な社会参加の状況についての実態把握とその情報の活用状況、③学校での社会参加における学校関係者以外の人的資源の活用、④医療的ケア児の校外での活動への参加に関する規定の有無とその内容。
4. 分析：各項目について単純集計し、自由記述式の設問については記述内容に基づいてカテゴリー化を行い、その集計を行った。

## III. 結果

1. 「社会参加」に関する全学的な取り組み等について  
「学校での社会参加」の計画・実施における全学部を通しての独自のプランや方針等の策定の有無については、59校(62.8%)が「全児童生徒について実施」、6校(6.4%)が「一部児童生徒について実施」、29校(30.9%)が「実施していない」と回答した。全児童生徒について実施している学校の多くは、「学校教育目標や学校経営計画への明文化と位置づけ」、「交流及び共同学習としての各種活動の実施」、「キャリア教育との連動により諸活動を実施」などの具体的内容の記載があった。「学校独自の事業の実施」や「通常小学校との併設という特殊な環境を生かした計画の策定」など、独自の取り組みや地域資源の活用等を行っている学校も数校見られた。

各児童生徒による社会参加に関する情報の収集と活用につ

いては、「全児童生徒について実施」と回答した学校が35校(37.2%)、「一部児童生徒について実施」と回答した学校が21校(22.3%)、「全学的な取り組みとしては行っていない」とした学校が38校(40.4%)であった。「実施している」と回答した学校の多くが、「個別の教育支援計画作成時の情報収集」「日々の保護者とのやりとりでの把握し、買い物学習等で活用すること」を挙げていた。一部「PTA主体の『地区別活動』の中で、各種情報の収集と共有」や、「学校で保護者を対象にアンケートを実施し、全学的に情報収集や共有を図る」等の独自の取り組みが見られた。

学外の人的資源の活用について、45校(47.9%)が「学外の人員が学校外での活動に参加することがある」と回答した。「介護等体験学生や教育実習生の活用(体験及び実習中に日程を合わせて活動を行う場合、及び体験・実習に参加した学生に対して、後の活動の際にボランティアを依頼する場合)」が多く挙げられたが、「ボランティア講座などを通してボランティア登録した地域の方の活用」や「近隣の大学との連携事業による人的資源の確保」を行っている学校も見られた。

### 2. 特に校外での「学校での社会参加」における医療的ケア児への対応について

医療的ケア児の校外での活動への参加について、「全学的な規定(参加を認める条件等)を設けている」とした学校は70校(74.5%)であった。3校は医療的ケア児は在籍していなかった。条件等について記載のあった学校の中で、25校(26.5%)は、「原則、校外での活動には保護者が付き添うこと」を条件として挙げていた。さらに宿泊を伴う活動になると、更に高い割合で保護者の付き添いが条件となっていた。医療的ケア児が校外での活動に参加する場合の、看護師等の環境整備について尋ねたところ、「宿泊を伴う活動にも看護師が同行する」旨の記載があった学校は9校であった一方、県の規定等により、「看護師が校外での学習に同行できない」との記載した学校も11校あった。

## IV. 考察

重度・重複障害児の「学校での社会参加」について、近年取り組みの充実が推進されている「交流及び共同学習」や「キャリア教育」といった文脈との連動により、多くの学校で計画的な実施がなされていることが明らかになったが、様々な活動の実施はあるものの全学的な計画としては記載のない学校も数校見られた。今後、各校が継続的に実施している各活動が、児童生徒の(在学中から卒業後までの)社会参加の充実に繋がる道筋を明らかにするためにも、和田・中(2003)のような児童生徒の卒業後を見据えた計画的な取り組みなど、各校での取り組みの知見がさらに蓄積されていくことが重要であると考えられる。また、医療的ケア児の「学校での社会参加」は看護師等の活用で概ね保証されている一方、特に拍を伴う活動では保護者の負担が大きいこと、地域間での対応の違いも大きいことが示された。特に医療的ケアに関しては平成24年の法改正後、各地で制度や規定の見直しも図られていると推測されるため、今後更なる実態把握や各学校の取り組みの蓄積が必要である。(TERAMOTO Atsushi)